

各 課 長
各 地 方 機 関 の 長
各 教 育 機 関 の 長
各 県 立 学 校 長
様

兵 庫 県 教 育 長

「新型コロナウイルス感染症拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の特別休暇の取扱いについて」の一部改正について（通知）

標題の通知（令和2年3月2日付け教総第1381号、教教第3257号）について、下記のとおり改正しましたので、通知します。

各教育事務所にあつては、管内各市町組合教育委員会に対し、このことを通知願います。

記

1 ワクチン接種に伴う副反応が生じた場合の休暇の取扱い

新型コロナウイルス感染症拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の特別休暇の取得要件の1つである「職員又はその親族に発熱等の風邪症状が見られること等から療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合」の「発熱等の風邪症状」については、新型コロナワクチン接種に伴う副反応かどうかを問わないこととする。

2 新旧対照表

現 行	改正後
2 留意事項 (1)・(2) (略)	2 留意事項 (1)・(2) (略)
	<u>(3) 1(4)における「発熱等の風邪症状」については、新型コロナワクチン接種に伴う副反応かどうかを問わない。</u>
<u>(3) (略)</u>	<u>(4) (略)</u>

○新型コロナウイルス感染症拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の特別休暇の取扱いについて（通知）

令和2年3月2日 教総第1381号、教教第3257号
各課長、各地方機関の長、各教育機関の長、各県立
学校長あて 兵庫県教育長

[沿革] 令和2年3月30日教総第1439号、教教第3484号、令和3年3月12日教総第1530号、
教教第2775号、令和3年5月28日教総第1107号、教教第1381号改正

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、当分の間、職員が下記に掲げる場合に該当する場合には、職員の勤務時間、休暇等に関する規則第17条第1項第20号に規定する「地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合」として取り扱い、特別休暇の取得を承認することとしましたので通知します。

については、今回の取扱いについて職員に周知すると共に、下記に留意の上、その取扱いに遺漏のないよう願います。

なお、会計年度任用職員等についても、正規職員に準じて取り扱うこととし、出勤することが著しく困難であると認められる場合は報酬等の減額は行わないこととします。

各教育事務所にあっては、管内各市町組合教育委員会に対し、このことを通知願います。

記

1 出勤することが著しく困難であると認められる場合

- (1) 検疫法（昭和26年法律第201号）第16条第2項に規定する停留（これに準ずるものを含む。）の対象となった場合
- (2) 検疫法第16条の2第1項又は第2項の規定に基づき、職員又はその親族が外出しないことその他の新型コロナウイルス感染症の感染の防止に必要な協力を求められた場合（これに準ずる場合を含む。）で、勤務しないことがやむを得ないと認められるとき
- (3) 感染症法第44条の3第1項又は第2項の規定に基づき、職員又はその親族が外出しないことその他の新型コロナウイルス感染症の感染の防止に必要な協力を求められた場合で、勤務しないことがやむを得ないと認められるとき
- (4) 職員又はその親族に発熱等の風邪症状が見られること等から療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合
- (5) 新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の臨時休業その他の事情により、子の世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

2 留意事項

- (1) 休暇の承認にあたっては、県民から不信や批判を招くことがないように適切に取り扱うこと。
- (2) 今回の通知による特別休暇を申請する場合は、休暇簿の備考欄に理由を明記すること。
- (3) 1 (4) における「発熱等の風邪症状」については、新型コロナワクチン接種に伴う副反応かどうかを問わない。
- (4) 1 (5) における、「勤務しないことがやむを得ないと認められる場合」を例示すると、以下のとおりである。
 - 例1) 学童保育等に子を預けることが不可能で、職員以外に当該子の世話をする者がいないこと
 - 例2) 単に子の学校が休業になっただけでなく、子の世話をを行うため勤務しないことに特段の理由があること（特に中学校、高校の場合）